

# コーポレート・ガバナンス

## 基本的な考え方

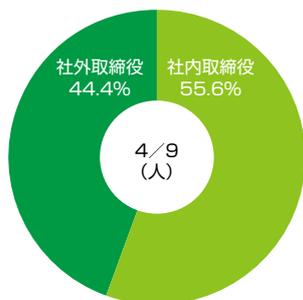
当行は、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすことを全ての企業行動の柱としております。2018年度から2020年度を計画期間とする「第11次中期経営計画」においても、基本方針のひとつとして「コンプライアンスの遵守とガバナンスの強化により、地元で一番信頼される銀行を目指す」を掲げ、コーポレート・ガバナンスの高度化に取り組んでおります。

## 企業統治の体制の概要

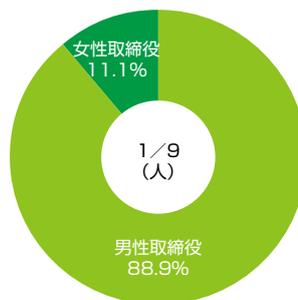
当行は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図っております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会が選任する執行役員が責任を持って担当部門の業務執行にあたる体制とすることによって、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速な意思決定を行うことを可能としております。加えて、監査等委員会設置会社への移行とともに監督と執行の機能分離をより明確にするため、従来設置していた常務会に代えて経営会議を設置しております。

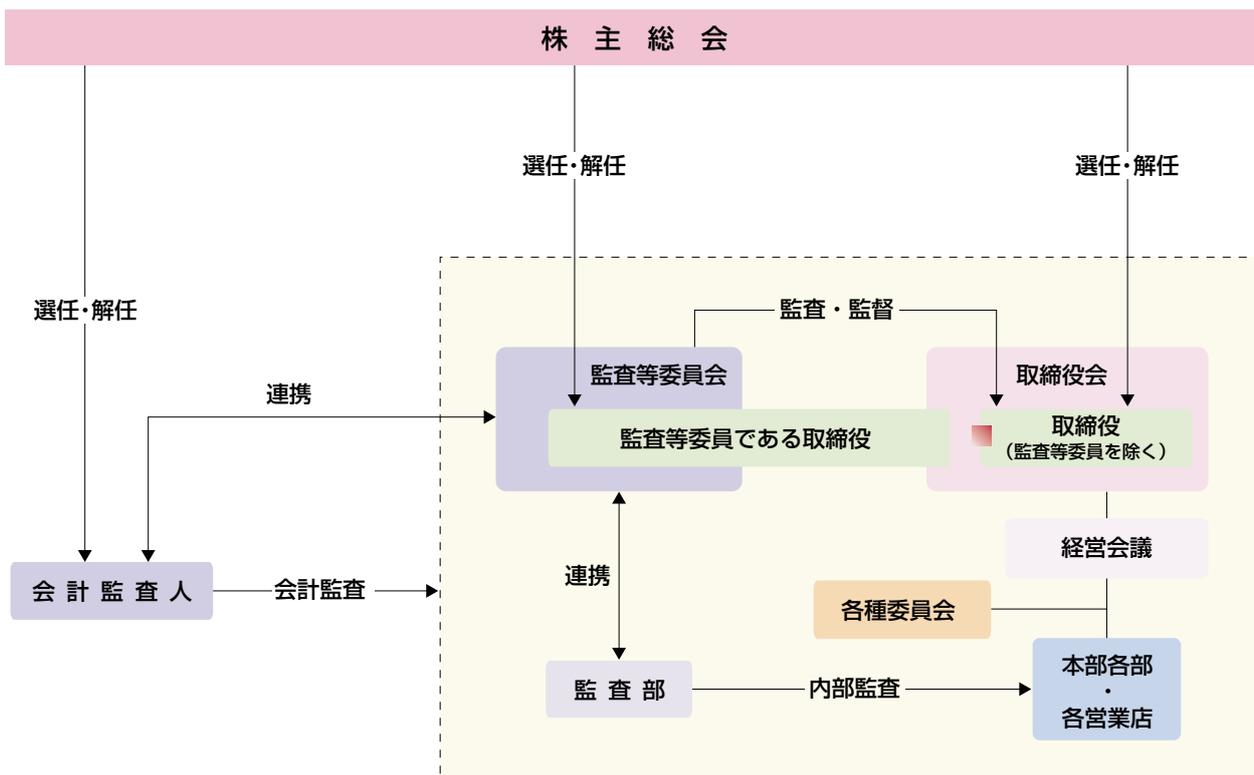
### ■ 社外取締役の比率



### ■ 女性取締役の比率



## ■ コーポレート・ガバナンス体制図



## 取締役会

取締役会は取締役9名(うち監査等委員である取締役4名)で構成され、取締役会規定に基づき、経営に関する重要な事項等を決定するとともに、業務の執行状況について監督を行っております。

また、取締役9名のうち社外取締役を4名選任し、意思決定の透明性確保や経営の監督機能の強化を図っております。

さらに、執行役員制度を導入することで、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化を図っております。

## 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、法令、定款および監査等委員会規定等で定められた事項に従い、取締役の職務の執行を監査いたしております。

また、各監査等委員は議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席するなど、業務全般の監査・監督機能の強化を図ることとしております。

## 経営会議

監査等委員会設置会社への移行とともに、監督と執行の機能分離をより明確にするため、従来設置していた常務会に代えて経営会議を設置しております。

経営会議は、社外取締役を除く取締役(監査等委員であるものを除く)で構成し、取締役会が定める方針に基づき、業務執行に関する重要な事項について決定又は協議する役割を担っております。

## 役員報酬

当行は、当行の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員を対象に、役員報酬BIP(Board Incentive Plan) 信託による株式報酬制度を導入しております。

本制度は、当行の中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的とし、役位に応じた数の当行株式およびその換価処分金相当額を、退任時に信託を通じて交付および支給する制度であります。

## 内部監査

当行では独立した内部監査部門である監査部が業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等の整合性や有効性を検証し、その状況を取締役会等へ報告しております。また、内部監査部門、監査等委員会、および内部統制部門が密接な連携を保ち、効率的な監査が実施できるよう努めております。

# 役員

(2020年7月1日現在)



取締役頭取  
(代表取締役)

古村 至朗



専務取締役  
(代表取締役)

石塚 昭二



常務取締役

布施 圭一郎



常務取締役

山下 知成

取締役頭取 (代表取締役) 古村 至朗

取締役 (非常勤) 行正 晴實  
監査等委員

専務取締役 (代表取締役) 石塚 昭二

取締役 (非常勤) 神武 章太  
監査等委員

常務取締役 布施 圭一郎

執行役員 (人事総務部長) 江里 秀樹

常務取締役 山下 知成

執行役員 (本店営業部長) 瀬戸口 克

取締役 (非常勤) 倉富 純男

執行役員 (融資統括部長) 小林 厚

取締役 監査等委員 草場 勇次

執行役員 (総合企画部長) 岡野 みゆき

取締役 監査等委員 (非常勤) 林田 スマ  
(本名 平田 スマ)

執行役員 (ビジネスサポート部担当) 増田 昌一

(注) 1.2019年6月27日開催の定時株主総会において、定款の変更が決議されたことにより、当行は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

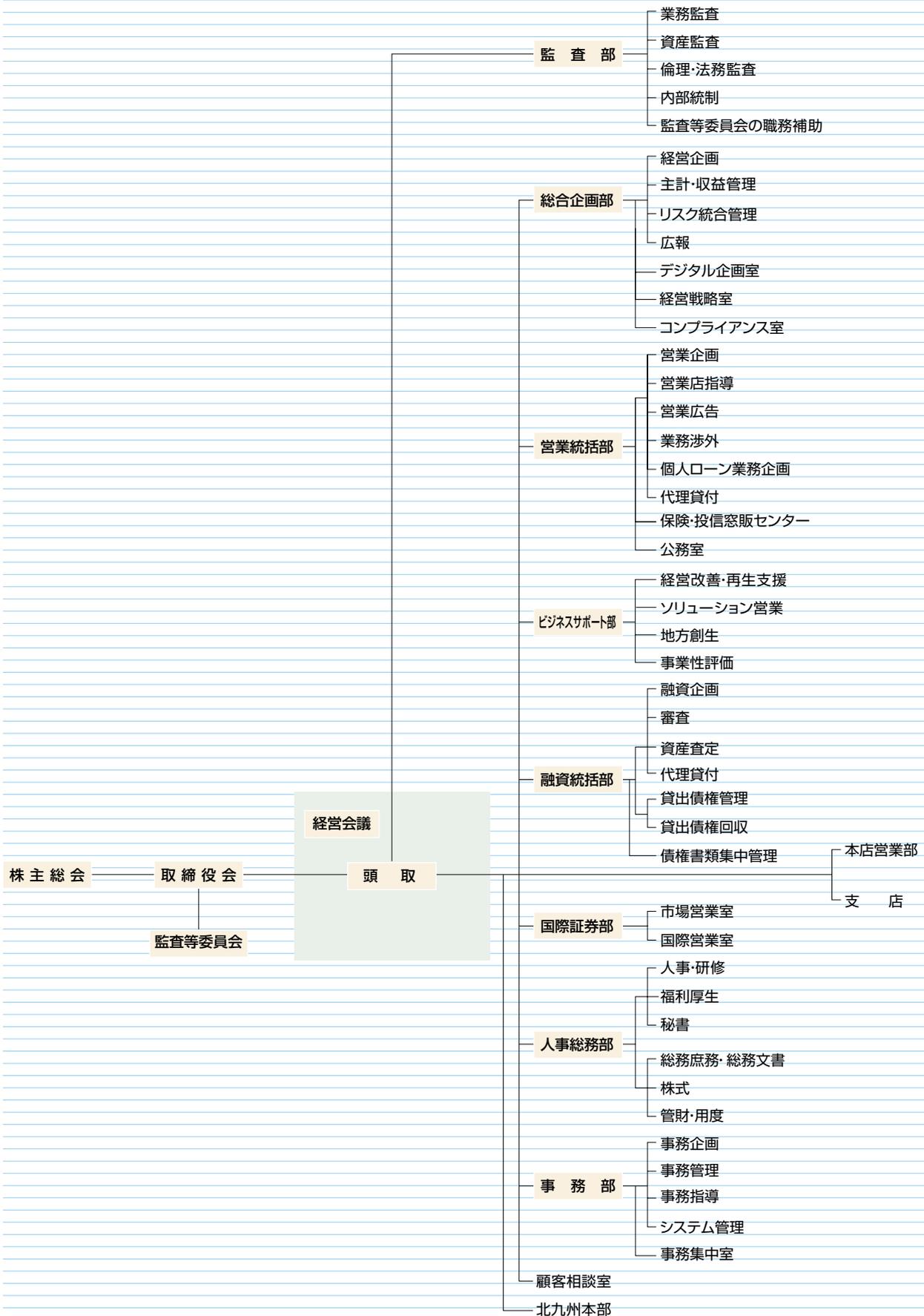
2.取締役倉富純男氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び神武章太氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3.当行の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。

監査等委員 草場勇次、監査等委員 林田スマ、監査等委員 行正晴實、監査等委員 神武章太  
なお、草場勇次は、常勤の監査等委員であります。

4.当行は、経営の監督機能の強化及び業務執行の迅速化を目的として執行役員制度を導入しております。

(2020年7月1日現在)



## 基本的な考え方

当行は、コンプライアンスを全ての業務の基本に置き、銀行業務に係るさまざまな法令や、行内規定はもとより、社会生活を営むうえでのあらゆる法令やルールを遵守することが、お客さまからの信頼を得るために最も重要な事項と捉えており、全行をあげてコンプライアンスの強化を継続的に行っています。

## 基本方針の徹底

当行は、「倫理憲章と行動指針」を定めるとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を全職員に配布し、その徹底を図っています。

### 倫理憲章

#### 1. 銀行の社会的責任と公共的使命

銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。

#### 2. 質の高い金融サービスの提供

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献する。

#### 3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

#### 4. 反社会的勢力との対決

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

#### 5. 社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る。

#### 6. 社会貢献活動への取組み

銀行が地域社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

## コンプライアンスの運営体制

頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、コンプライアンス徹底のための具体的な実践計画や対応策等の検討を行っています。総合企画部・コンプライアンス室では、毎年、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実践に向けた諸活動を展開しております。具体的には、関連規定・マニュアルの整備、研修計画の立案、コンプライアンス・アンケートの実施による徹底状況の定期的チェックなどを行い、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図っております。

## 個人情報保護への取組み

当行は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報をお客さまのご希望に沿って取扱うとともに、個人情報保護の観点から正確性・機密性の保持に努めるなど、個人情報を適正かつ安全に取扱うことが重要であると認識し、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定・公表しています。

この個人情報保護宣言に基づき、①個人情報に関する法令等の遵守、②個人情報の適正な取得、利用または第三者への提供、③利用目的の限定、④個人データの管理方法および漏洩等の防止、⑤当行の個人情報の取扱い及び安全管理措置に関するご質問、苦情の相談窓口の設置等、個人情報の適正かつ安全な取扱いを実施しています。

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当行は、国際的に要請されているマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を重要課題と位置付け、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針」を制定、公表するとともに、本部横断的な検討の場である「犯罪収益移転防止協議会」を設置し、リスクベース・アプローチにより管理態勢の強化を図っています。

### マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

#### 1. 組織態勢

マネー・ローンダリング等防止を主管する統括部署を定めその担当役員を責任者として、対応方針を策定・管理しております。

また、関連部署間の連携強化や体制全体の企画・統括機能向上を目的として「犯罪収益移転防止協議会」を設置いたしました。

#### 2. リスク低減に向けた取組み

当行は、実効的なマネー・ローンダリング等防止対策を実施するため、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、マネー・ローンダリング等に関するリスクを適時適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### 3. お客さまへの対応方針

当行は、適切な本人確認および取引時確認を行い、お客さまの属性に即した対応策を実施する体制を整備します。また、定期的にお客さまの情報やお取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

#### 4. 疑わしい取引の届出

当行は、疑わしい取引を営業店等からの報告およびモニタリングシステムにおいて検知し、疑わしい取引に該当すると判断した場合には、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

#### 5. 経済制裁及び資産凍結

当行は、制裁対象者との取引をフィルタリング等により排除します。また、資産凍結等の措置に係る確認について、適切に実施する態勢を構築します。

#### 6. 役職員の研修・育成

当行は、役職員に対する指導・研修等を通じて、マネー・ローンダリング等防止に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等の維持向上に努めます。

#### 7. 内部監査による検証

当行は、マネー・ローンダリング等防止の状況について定期的な内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

## 反社会的勢力排除への取組み

経済活動の様々な局面に関わる銀行にとっては、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適正性及び健全性の確保のため不可欠であります。

当行は、以下の基本方針に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは断固として対決することとしております。

1. 反社会的勢力等の介入があった場合は、直ちに営業店長、所管部に報告し、組織として迅速な対応による早期排除を図る。
2. 反社会的勢力等による不当要求等に備えて、平素から弁護士、警察等関連機関と緊密な連携関係の構築を図る。
3. 反社会的勢力等とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない。
4. 反社会的勢力等による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
5. 反社会的勢力等への資金提供、金銭的解決は絶対に行わない。

# リスク管理

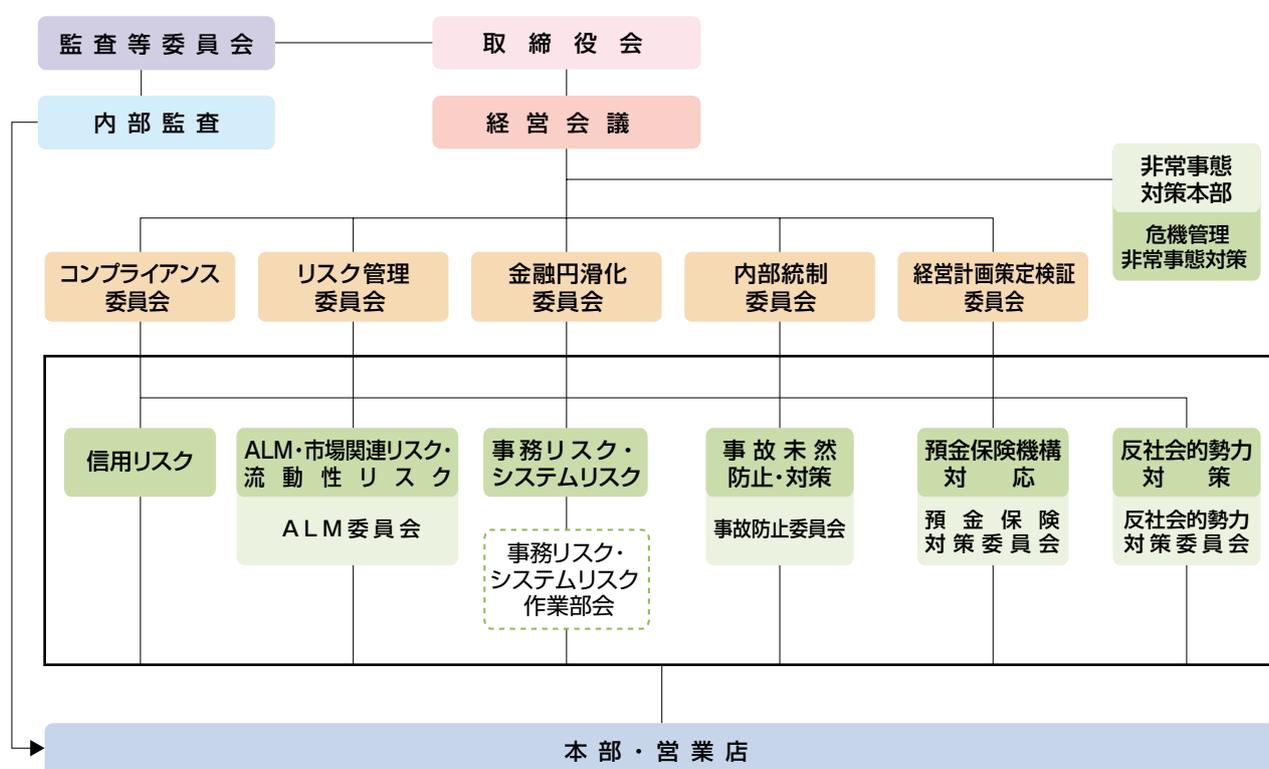
## 基本的な考え方

金融の技術革新や規制緩和、グローバル化が急速に進展する中で、銀行の抱えるリスクもまた複雑、多様になっております。こうしたなか、当行ではリスクを正確に把握・分析し、管理・運営していくことが極めて重要であると認識し、各リスクの所管部署がそれぞれのリスク管理を行うことに加えて、当行における広範なリスクを俯瞰的に統括・管理するために、「リスク管理委員会」をはじめとする各種委員会を設置し、リスク管理の徹底と経営の健全性の維持・向上に努めております。

リスク管理委員会では、自己資本の一定範囲内にリスク量をコントロールする統合リスク管理を実施しております。

また、不測の事態が生じた場合は、速やかに非常事態対策本部を立ち上げて、組織的かつ適切な対応を行う体制を整えております。

## 体制図



## 業務継続体制 (新型コロナウイルス感染症拡大によるリスクを含む)

新型コロナウイルス感染症拡大によるパンデミックや、水害等の自然災害といった不測の緊急事態が発生した場合においても、金融システム機能の維持に必要な業務を継続すること、万が一業務の中断を余儀なくされた場合には速やかに復旧することを目的に、業務継続体制を整備しております。

新型コロナウイルス感染症拡大に際しては、以下の感染防止策を講じたうえで、業務を継続し、お客さまおよび行員の健康と安全に努めております。

- ・在宅勤務、時差出勤、交代勤務、勤務スペースのスプリット化の実施
- ・当行役職員のマスクの着用およびご来店されるお客さまにもマスク着用のご協力を要請
- ・カウンターに飛沫防止スタンドを設置
- ・インターネットバンキングやATM等、非対面取引の推奨
- ・お取引先訪問時の事前アポイントの徹底

## 信用リスク

信用リスク管理は、融資統括部を主管部としてリスク管理の充実・強化を図っております。融資統括部における個別案件の審査は、融資基準に従い厳正に行っております。また、信用格付制度により、企業の財務状況、資金繰りなどの財務データに定性的な要素も加えて格付を付与し、企業の状況に応じて随時見直すことにより、企業の実態把握と審査の充実に努めております。こうした事前の審査および事後の管理をとることで優良な貸出資産の積み上げと損失の極小化を図っております。

さらに、当行全体の貸出構成について分析・検討し、貸出先が特定の業種やお取引先にリスクが集中することのないよう、経営陣の関与の下、定期的にモニタリングを実施しております。

## 市場リスク

市場リスク管理は、「リスク管理委員会」の下部組織であるALM委員会で毎月モニタリングを行っております。預金・貸出金、投資有価証券を中心としたバンキング勘定の金利リスクについては、定期的にリスク計測を行い、自己資本の一定以内にリスク量が収まるようコントロールを行っております。また、市場金利の変動に伴う当行の資金利益への影響額についても毎月シミュレーションを実施し、ALM委員会に報告しております。

有価証券運用については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用限度額の設定や評価損益を基準としたアクションプランを導入し、リスクをコントロールしています。市場部門の組織については、取引執行所管部署(国際証券部)とリスク管理部署(ミドルオフィス、総合企画部)を分離することで、相互に牽制する体制をとっております。

## 流動性リスク

流動性リスク管理は、国際証券部が資金繰り管理部署として、日々適切な資金繰り管理を実施しております。また、流動性リスク管理規定に基づき、平常時、懸念時、危機時のフェーズごとに対応を取り決めております。

## オペレーショナルリスク

当行では、オペレーショナル・リスクを発生原因に応じて、事務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等複数のリスクカテゴリーに区別しており、各カテゴリーのリスク所管部署が専門的な立場からそれぞれのリスク管理を行っております。オペレーショナル・リスクのなかでも代表的な事務リスク、システムリスクの管理体制は次のとおりです。

### 1.事務リスク

当行では、事務リスク管理の基本的な取り扱い方法などを「事務取扱要領」に定め、規定に則った厳正な業務運営を行っております。発生した重大な事務事故については、「事故防止委員会」で根本的な原因を分析し、リスクに応じた再発防止策を実施することにより、事務リスクの低減を図っています。また、業務の多様化や取引量の増加に適切に対応し、想定される事務リスクを回避するために、システム化による効率化、営業店事務の集中処理部署への集約などを進めています。

### 2.システムリスク

当行では、システムリスクに対する取組み方針などを「セキュリティポリシー」に定めるとともに、「セキュリティスタンダード」に基づく各種安全対策の実施により、コンピューターシステムを安全かつ確実に運用しています。また、サイバーセキュリティの維持向上を図るために、CSIRT協議会を設置し、問題事象が発生した場合に備えて、その被害の低減と迅速な復旧対応を行うための環境および体制づくりを行っています。

## 金融犯罪防止への取組み

振り込め詐欺やカードの偽造・盗難、インターネットへの不正アクセスなどによる犯罪被害の拡大が社会問題化するなか、被害発生未然防止と被害に遭われた方の救済に取り組んでいます。

### 1. インターネットバンキングによる不正送金への対応

インターネットバンキングにより不正に預金が引き出される犯罪が全国で多発しています。

#### ・セキュリティ強化への取組み

当行は、インターネットバンキングによる不正送金への防止対策として、一度限り有効な「ワンタイムパスワード」を導入するとともに、振込時に電子メールにてお客さまにご連絡する等安全性を高めております。

また、不正送金対策ソフト(Fish Wall)を無料で配布しております。

### 2. ニセ電話詐欺への対応(振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺)

「ニセ電話詐欺」とは、身内、会社員、警察官などいろいろな立場になりすましたニセ者(犯人)が、電話を悪用して行う詐欺です。

#### ・被害防止のための声掛け、心配り

窓口で振込依頼を受付した際などに、お客さまへニセ電話詐欺被害防止のための声掛け、心配りを徹底しております。また、警察と連携した取組みとして、高額な現金を持ち帰られるお客さまに対しては、予め決められたアンケートに沿って聞き取りを行うなど、被害発生防止に努めております。

#### ★ニセ電話詐欺被害防止で警察署長より表彰★

当行窓口担当者と役席は、定期預金を解約し多額の現金を持ち帰ろうとした高齢者(87才)に対し、寄り添うように話しかけて詳細な内容を聞き出した結果、息子を語るニセ電話詐欺であると判断。交番に通報し、ニセ電話による詐欺を未然に防止しました。



### 3. キャッシュカード・通帳の偽造・盗難への対応

キャッシュカードの偽造・盗難にあい、暗証番号を類推されて不正に預金が引き出される犯罪が全国で多発しています。

#### ・セキュリティ強化への取組み

ATMの画面に覗き見防止の遮光フィルムを貼付し、後方確認ミラーも設置しております。

またお客さまご自身が、ATMで暗証番号や1日1口座あたりのご利用限度額を変更いただけます。

その際、生年月日など類推されやすい暗証番号の登録を制限しております。

## 当行が契約している指定紛争解決機関

### ■ 全国銀行協会相談室

全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付け、ご希望により銀行に取り次ぐための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。

詳しくは、ホームページをご参照ください。

銀行とのトラブルが解決しないお客さまは、弁護士、消費者問題専門家、金融業務等に係る有識者等で構成される中立・公正な「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、全国銀行協会相談室にお尋ねください。

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

受付日：月曜日から金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)

受付時間：午前9時～午後5時

※一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。